オホーツク多言語案内表示ガイドライン

平成 24 年 2 月

北海道オホーツク総合振興局

目 次

1. ガイドラインの目的 1
1-1ガイドライン策定の目的 1
1-2ガイドラインで対象とする案内表示 2

2. 多言語案内表示に関する基本事項 7
2-1各表示で使用する言語に関する事項 7
2-2地名表記に関する事項 8
2-3標準案内用図記号に関する事項 16
2-4案内表示の種別と設置位置に関する事項 19

3. 種別ごとの案内表示に関する事項 20
3-1地図案内表示に関する事項 20
3-2誘導表示に関する事項 25
3-3記名･解説表示に関する事項 27
3-4規制･警戒表示に関する事項 28

4. 拠点施設での多言語情報提供に関する事項 33
4-1情報拠点に関する事項 33
4-2その他･観光拠点施設に関する事項 36

5. 付録 41
5-1 広域図で使用する共通地名リスト 41
5-2 市町村別に使用する施設名リスト 43

1 ガイドラインの目的

1-1 ガイドライン策定の目的

(1) ガイドライン策定の主旨

ここオホーツク地域は、世界自然遺産に登録された知床や流氷に代表される優れた自然環境、豊かな農林水産資源、さらにオホーツクブルーに代表される暮らしやすい気候風土など豊かな地域資源に恵まれ、毎年多くの観光客が訪れているものの、オホーツク地域の観光入込客数は、近年減少傾向にある。

しかし、順調な経済成長を背景にアジアを中心とした訪日外国人観光客数は増加傾向にあり、外国人観光客の受入態勢の整備に向けた取組みが必要になっている。

このことから、今後オホーツク地域において更なる誘客を促進し、より満足度の高い旅を体感していただくため、個人や小グループで訪れた外国人観光客がレンタカーや公共交通を利用し、オホーツク地域内の観光地を自由に周遊できるような外国語表記のある案内表示(以下「多言語案内表示」という)が不可欠であることから、外国人観光客の受入態勢の整備に向けた指針として、オホーツク地域を対象とした「オホーツク多言語案内表示ガイドライン」を策定する。

なお、本ガイドラインは、平成22年3月に北海道運輸局で発行した「多言語案内表示ガイドライン」*を参考に、転載及び引用して作成した。

*平成21年度外国人観光客受け入れ体制整備のための案内表示等の多言語化調査　国土交通省北海道運輸局企画観光部　『多言語案内表示ガイドライン』　平成22年3月発行

(2) ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、多言語案内表示を設置するために必要な基本的事項を定めたものであり、また、策定にあたっては、「わかりやすく、活用しやすい」ガイドラインとなることはもちろん、地域の特性を生かしつつ、基本的な事項において統一された「多言語案内表示」となるよう配慮している。

ただし、外国人観光客が観光地を周遊するにあたり最も大切なことは、地域の人々による道案内＝「ホスピタリティ(おもてなし)」であると考えられることから、この「多言語案内表示」が、地域の観光関連事業者や交通事業者、さらには地域住民の皆様が今後取り組まれるホスピタリティの一助となることを期待するものである。

(3) ガイドラインの性格

本ガイドラインは、外国人観光客に対して、統一性のある多言語案内表示により、観光行動を支援することが望ましいことから、対象地域における「多言語案内表示」を設置するための基本的事項を定めたものであり、今後「多言語案内表示」を新たに設置する場合や、既設の案内表示を更新する場合には、本ガイドラインを参考にしていただくことを期待するものである。

1-2ガイドラインで対象とする案内表示

本ガイドラインでは以下の表示を対象とする。

◆車輌、歩行者を対象とする案内表示の内、主に歩行者用の地図案内表示、誘導表示、記名･説明表示、規制表示とする。

◆ＪＲ関連の表示については、駅構内の各種利用案内とする。（※ＪＲ駅構内での各種表示については、国の指針やＪＲ北海道のルールに沿って整備が進められているため、これら指針やルールに沿い、かつ個別対応が可能な表示を対象とする。）

◆バス関連の表示については、バスターミナル内の各種利用案内表示の他、バス停等を対象とする。

ガイドラインの考え方を基に各表示間で連携を目指す

＜車輌・歩行者を対象とする案内表示＞

●高速で移動している利用者を対象とする

車両系	道路案内標識	経路案内標識	出発地から目的地までの経路を案内する標識。主として青字に白色矢印を用いた標識。
		地点案内標識	現在地の情報提供や著名地点への案内などを行う標識。交差点名標識、路線番号標識、著名地点標識など

●車両系、歩行者系の両方を対象とする

対象表示	歩者供用系	著名地点誘導表示	道路の分岐点において矢印等を用い目的の施設等を案内するサインで、道路管理者以外の公共団体に設置されたもの。

●低速もしくは停止している利用者を対象とする

対象表示	歩行者系	誘導表示	人の移動を助ける情報（目標地までの移動中の経路確認）
		案内表示（地図案内）	人の移動を助ける情報（現在地と目標地、移動経路等の確認）
		記名表示	著名地点となる場所や、施設の名称を表示
		説明表示	著名地点となる観光地、記念碑、史跡、樹木等の説明
		規制表示	秩序を維持するための規制、警告
		防災系表示	災害の備えとして必要な情報
		広報用表示	広報板、掲示板など

＜公共交通関連の案内表示＞

対象	交通機関系（ＪＲ）	利用案内表示	構内案内図、乗車券購入方法、運賃表、時刻表、路線ネットワーク図、等
		位置・誘導表示	旅客施設出入口・乗降口、案内所等、乗車券売場、精算所、待合所、トイレ、改札口、停車地案内標、等
		規制表示	禁煙、立ち入り禁止、等
		車両表示（ＪＲ）	行先、種別（急行・快速等）、系統名・車両番号、次の停車地、乗り換え情報、経由地、等
対象表示	交通機関系（バス）	利用案内表示	運行時刻表、路線図、等
		位置・誘導表示	バス案内、旅行案内、等
		規制表示	一般車両進入禁止（バスレーン）、等
		バス停	時刻表、経路表示、運賃表示、等
		車両（バス）	行先、種別（急行・快速等）、系統名・車両番号、次の停車地、乗り換え情報、経由地、等

※上記の交通機関系のＪＲ及びバスについてのガイドラインは、平成22年発行の北海道運輸局「多言語案内表示ガイドライン」によるものであり、オホーツク地域では調査していない。

●情報提供のあり方

・外国人観光客に限らず、地域を訪れる観光客がより快適で気持ちよく観光を楽しむことができるようにするためには、十分な観光情報の提供が不可欠である。これにより、観光客は様々な観光対象に望ましい形で接することができるようになり、観光資源・施設のみならず観光地そのものの価値の向上につながっていく。

・これに対し、観光客を迎える観光地サイドでは、大きく分けて観光案内所、観光案内表示（サイン）、パンフレット類（マップ類）の3つのツールにより観光情報を提供していくことになる。よって、これらはそれぞれに独立して完結するものではなく、表示地名や案内情報等において、相互に補完しあいながら機能することが望ましい。

▲観光案内所

▲誘導表示

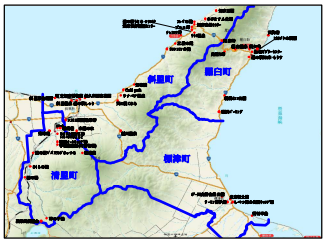
▲広域マップ等

●地図案内表示

・地図案内表示は、観光地の空間の構造や施設の構成を案内する面的な情報を伝えるためのものである。観光客のような不特定多数の人々が利用する場所では、空間の構造を速やかに把握するための手がかりが必要で、観光客に不安を感じさせないように簡明に案内することが重要となる。代表的な例として、観光対象を含むエリアの概要を知らせる地図案内表示、交通拠点等に設置されている施設配置板などがあげられる。

▲地図案内表示

・案内表示は、観光客の行動範囲や記憶のできる範囲を踏まえて情報を基準化し、ピクトグラム等を用いて表現が煩雑にならないような工夫が必要である。

●誘導表示

・誘導表示は目的地（観光地）にすみやかに誘導し、的確な動線をつくる働きが求められる。誘導表示は方向案内とも呼ばれ、方向や行き先、距離を示す線的な情報を伝えるものである。代表的な例として、道路案内標識、観光案内標識、交通拠点や観光施設内の方向案内などがあげられる。

▲誘導表示

●記名表示

・記名表示は、場所を特定する点的な情報、すなわち観光客に目的地への到着を知らせるものである。目的となる場所を他と区別し、確かにその地点であることを証明する機能がある。代表的な例として、町名街区番号の表示、道路（通り）名称、施設名称の表示板、駅、バス停などがあげられ、目印になる特徴的な造形物（ランドマーク）にも記名機能がある。

・さらに観光客に歓迎の意を表示する歓迎サインもこれに含まれる。

▲記名表示

●説明解説表示

・説明解説表示は、市町村や施設などの内容を紹介し、利用に関する情報を伝えるものである。観光対象の由来や内容、施設の設備の使い方を説明するもの、公共交通機関の料金表、時刻表、動物等の学習標などがあげられる。

・基本的にはパンフレットやチラシと同様の機能を持つが、現場（観光地）との対応において不可欠なメディアでもある。

・説明解説サインには、大きく以下の2種類に分類される。

＜利用案内サイン＞

・施設設備等の内容を紹介するとともに、利用方法を説明するものである。案内、記名、禁止・規制を含めた複合的なサインとなることが多い。

▲利用案内サイン

＜解説サイン＞

・観光対象の由来や内容に対する理解を促すもので、景勝地や記念碑、動植物などの詳しい情報を提供し、学習機会を提供する。

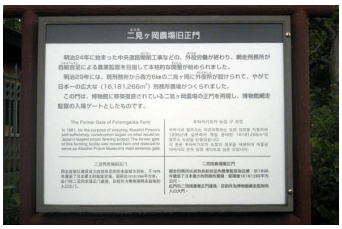

▲解説サイン

●規制警戒表示

・規制警戒表示は、利用上の最低限の約束やマナーを伝えるものである。代表的な例としては、道路の規制標識や注意喚起標識、観光スポット周辺での立ち入り禁止や禁煙、ゴミのポイ捨て禁止等があげられる。ピクトグラム等を用いて、簡潔に誰にでもわかりやすい表現で表示する必要がある。

▲規制警戒表示

2 多言語案内表示に関する基本事項

2-1 各表示で使用する言語に関する事項

案内表示の多言語化についての基本的な考え方を以下に整理する。

【多言語化についての考え方】

◆基本とする表示言語は日本語と英語とし、各表示ごとの使用言語は下表を基本とする。

◆イギリス英語･アメリカ英語のどちらの英語を使用するかは、現在までの整備状況等を勘案し設定する。

◆韓国語や中文（繁体字、簡体字）については下表を基本としながら、各市町村及び設置箇所、また表示の内容等に応じ、適宜多言語化を行う。

◆多言語表示を作成する際には、その表示に記載する言語を母国語とする人に監修してもらう。

＜表示言語＞

・各案内表示で基本とする表示言語は、日本語と英語の2か国語を原則とし、各表示毎に下表に示す言語を表記することが望ましい。

表示		言語				
		日本語	英語	韓国語	中文	
					繁体字	簡体字
案内板（広域･地区案内）	地図面	●	●	○	○	○
	凡例	●	●	●	●	●
誘導表示（歩行者誘導サイン、等）		●	●	○	○	○
目的地表示（記名表示、等）		●	●	○	○	○
規制表示、警戒表示		●	●	◎	◎	◎
各種利用案内表示（JR･バス等）		●	●	●	●	●

【凡例】 ●必ず表記 ◎表記が強く望まれる ○表記が望ましい

2-2地名表記に関する事項

対象地域の多言語案内表示に使用する地名及び著名地点等の英語表記に関する基本的な考え方を以下に整理する。

【地名翻訳の基本ルール】

＜英語表記＞

◆英語表記を行う場合は、「ローマ字＋英語表記」を基本とする。

◆施設や河川、山、湖沼等の名称の場合、固有名詞部分をローマ字表記とし、普通名詞部分を英訳して表記する。

＜その他＞

◆「ひらがな」「カタカナ」の地名についてはピクトグラムの併記による表示が望ましい。

◆その他、誘導表示、他マップ・パンフ類も、極力ピクトグラムを併記する。

＜基本事項＞

●英語表記

英語表記は、原則的に英語とローマ字の組み合わせとなるが、ローマ字は一般的なヘボン式を基本とし、正確に情報を伝えるために改良を加える等の配慮も併せて行うこととする。

＜ヘボン式のつづり方＞

あ	a	い	i	う	u	え	e	お	o
か	ka	き	ki	く	ku	け	ke	こ	ko
さ	sa	し	shi	す	su	せ	se	そ	so
た	ta	ち	chi	つ	tsu	て	te	と	to
な	na	に	ni	ぬ	nu	ね	ne	の	no
は	ha	ひ	hi	ふ	fu	へ	he	ほ	ho
ま	ma	み	mi	む	mu	め	me	も	mo
や	ya			ゆ	yu			よ	yo
ら	ra	り	ri	る	ru	れ	re	ろ	ro
わ	wa								
ん	n								

が	ga	ぎ	gi	ぐ	gu	げ	ge	ご	go
ざ	za	じ	ji	ず	zu	ぜ	ze	ぞ	zo
だ	da	ぢ	ji	づ	zu	で	de	ど	do
ば	ba	び	bi	ぶ	bu	べ	be	ぼ	bo
ぱ	pa	ぴ	pi	ぷ	pu	ぺ	pe	ぽ	po
きゃ	kya			きゅ	kyu			きょ	kyo
しゃ	sha			しゅ	shu			しょ	sho
ちゃ	cha			ちゅ	chu			ちょ	cho
にゃ	nya			にゅ	nyu			にょ	nyo
ひゃ	hya			ひゅ	hyu			ひょ	hyo
みゃ	mya			みゅ	my			みょ	myo
りゃ	rya			りゅ	ryu			りょ	ryo
ぎゃ	gya			ぎゅ	gyu			ぎょ	gyo
じゃ	ja			じゅ	ju			じょ	jo
ぢゃ	ja			ぢゅ	ju			ぢょ	jo
びゃ	bya			びゅ	byu			びょ	byo
ぴゃ	pya			ぴゅ	pyu			ぴょ	pyo

＜地勢に関する英語表記＞

■山
(Mt. 固有名詞)

・～岳の場合は「Mt.」に固有名詞を付記して、「-dake」までを固有名詞とし、『 - （ハイフン)』で結ぶ。

例) 斜里岳＝Mt. Shari-dake

・～山（ざん・やま）の場合は「-yama、-zan」までを固有名詞とし、『 - （ハイフン)』で結ぶ。

例) 硫黄山＝Mt. Io-zan

例) 藻琴山＝Mt. Mokoto-yama

・すでに英語での名称が決まっているものや、認知度が高いもの、名称が長いものについては、その名称を使用する。

■河･川
(固有名詞-gawa River)

・～川は『 - （ハイフン)』で結んだ「-gawa」までを固有名詞とし、「River」を付記する。

例) 常呂川＝Tokoro-gawa River

■湖沼
･湖：(Lake 固有名詞)
･沼：(固有名詞 Marsh)
･池：(固有名詞 Pond)

・～湖は「Lake」に固有名詞を付記して「-ko」までを固有名詞とし、『 - （ハイフン)』で結ぶ。

例) おけと湖＝Lake Oketo-ko

・すでに英語での名称が決まっているものや認知度が高いものについては「-ko」をつけずに使用する。

例) 網走湖＝Lake Abashiri

・～沼は固有名詞に「Marsh」を付記する。

例) ポンホロ沼＝Ponhoro Marsh

・～池は固有名詞に「Pond」を付記する。

例) 神の子池＝Kami-no-ko Pond

■渓谷
(固有名詞 Valley)

・～渓谷は『 - （ハイフン)』で結んだ「-keikoku／-kyo」までを固有名詞とし、「valley」を付記する。

※「渓谷」の英訳は、北海道運輸局で発行した「多言語案内表示ガイドライン」では「valley」と表記されているが、オホーツク地域の渓谷の規模では、固有名詞に「gorge」を付記する。

例) 滝上渓谷「錦仙峡」＝Takinoue-keikoku Gorge “Kinsen-kyo”

■ダム
(固有名詞 Dam)

・～ダムは固有名詞に「Dam」を付記する。

例) 富里ダム＝Tomisato Dam

■岬
(Cape 固有名詞)

・～岬は「Cape」に固有名詞を付記する。

例) 能取岬＝Cape Notoro

■半島
(固有名詞-hanto Peninsula)

・～半島は『ー（ハイフン）』で結んだ「-hanto」までを固有名詞とし、「Peninsula」を付記する。
※知床半島は「Shiretoko Peninsula」という表記も多く使われ認識されているため、この表記でも可とする。

例）知床半島＝Shiretoko-hanto Peninsula

＜市町村名に関する英語表記＞

■市町村の名称
・市：(固有名詞 City)
・町：(固有名詞 Town)
・村：(固有名詞 Village)

・市町村の名称については、それぞれ『固有名詞 - City、Town、Village』にして表記する。

例）網走市＝Abashiri City
例）遠軽町＝Engaru Town
例）西興部村＝Nishiokoppe Village

■※施設名称等に町名が含まれる場合の表記

・施設名称等に「町（ちょう、まち）」が入る場合は英語とはせずに、『固有名詞 - cho』『固有名詞 - machi』として表記する。

例）大空町公民館＝Ozora-cho Community Center

＜道路に関する英語表記＞

■国道

・国道は「National Highway Route No.ー」と表記する。

例）国道 238 号＝National Highway Route No.238

■道道

・道道は「Prefectural Highway-〇〇」と表記する。
（番号の場合、Route No. ー）

例）道道 7 号北見常呂線
＝Prefectural Highway-Kitamitokoro Route No.7

■高速道路
(固有名詞 Expressway)

・高速道路は、固有名詞に「Expressway」を付記する。

例）旭川紋別自動車道＝Asahikawa-Mombetsu Expressway

■峠
(固有名詞 Pass)

・～峠は「Touge」までを固有名詞とし、「Pass」を付記する。

例）浮島峠＝Ukishima Touge Pass

・すでに英語での名称が決まっているものや、認知度が高いもの、名称が長いものについては、その名称を使用する。

例）美幌峠＝Bihoro Pass

■橋
(固有名詞 Bridge)

・～橋は『ー（ハイフン）』で結んだ「-hashi／-bashi」までを固有名詞とし、「Bridge」を付記する。

例）知床大橋＝Shiretoko-ohashi Bridge

＜交通機関に関する英語表記＞

■ＪＲ
・～線: (固有名詞 Line)
・～駅: (固有名詞 Station)

・ＪＲの～線は固有名詞に「Line」を付記。なお、～本線の場合は「Honsen」までを固有名詞とし、「Line」を付記する。

例) ＪＲ釧網本線＝JR Senmou Honsen Line

・～駅はＪＲを含めた固有名詞に「Station」を付記する。また、省略する場合は「Sta.」を付記する。

例) 北見駅＝JR Kitami Station / JR Kitami Sta.

・期間限定等の臨時駅の場合は、固有名詞と「Station」の間に(Special)を記載する。

例) 原生花園駅(臨時駅)
＝JR Genseikaen (Special) Station

■空港
(固有名詞 Airport)

・～空港は固有名詞に「Airport」を付記する。

例) 女満別空港＝Memanbetsu Airport
例) オホーツク紋別空港＝Okhotsk Mombetsu Airport

■バスターミナル
(固有名詞 Bus Terminal)

・～バスターミナルは固有名詞に「Bus Terminal」を付記する。また、バス営業所（～バス～営業所）の場合は、固有名詞に「Office」を付記する。

例) 北見バスターミナル＝Kitami Bus Terminal
例) 阿寒バス美幌営業所＝Akan Bus Bihoro Office

＜著名な観光施設や地点等に関する英語表記＞

■温泉
(固有名詞
Onsen (Hot Springs))

・～温泉は「Onsen」までを固有名詞とし、（Hot Springs）を付記する。

例) 温根湯温泉＝Onneyu Onsen (Hot Springs)
例) ポンユ温泉＝Ponyu Onsen (Hot Springs)

■滝
(固有名詞 Falls)

・～滝はハイフンで結んだ「-Taki」までを固有名詞とし、「Falls」を付記する。

例) 男鹿の滝＝Ojika-no-Taki Falls

・ただし、すでに英語での名称が決まっているものや認知度が高いものはその名称をそのまま使用する。

例) カムイワッカの滝＝Kamuiwakka Falls

■岩
(固有名詞 Rock)

・～岩は「iwa」を含めた固有名詞に「Rock」を付記する。

例) 瞰望岩＝Ganboiwa Rock

・なお、岩は特徴的な形状を名称にしていることが多いが、その場合は「iwa」を含めた固有名詞の後に英訳を付記する。

例) 帽子岩＝Boushi-iwa (Hat Rock)

■スキー場
(固有名詞 Ski Grounds)

・～スキー場は固有名詞に「Ski Grounds」を付記する。

※名称に「町営、町民」（町営と同じ意味）が付く場合は、「Municipal（地方自治体の）」を付記する。

例) 訓子府町営スキー場＝Kunneppu Municipal Ski Grounds

例) 小清水町民スキー場＝Koshimizu Municipal Ski Grounds

■展望台
(固有名詞
Viewing Platform)

・～展望台は固有名詞に「Viewing Platform」を付記する。

※展望台の英訳は北海道運輸局で発行した「多言語案内表示ガイドライン」では「Viewing Platform」と表記されているが、オホーツク地域の展望台の規模では「Scenic Viewpoint」を付記する。また、建物の構造上「タワー（Tower）」であれば、固有名詞に「Sightseeing Tower」を優先して付記する。

例) 夕陽台＝Yuhidai Scenic Viewpoint

例) 天都山展望台＝Mt. Tento-zan Sightseeing Tower

■公園
(固有名詞 Park)

・～公園は固有名詞に「Park」を付記する。

※名称に「町民の」が付く場合は、「Citizens'」を付記する。

例) 野付牛公園=Notsukeushi Park

例) オホーツク森林公園＝Okhotsk Forest Park

例) ノンノの森 (町民の森自然公園)
=Nonno-no-Mori (Citizens' Forest Nature Park)

■キャンプ場
(固有名詞 Campsite)

・～キャンプ場は固有名詞に「Campsite」を付記する。

例) しれとこ自然村キャンプ場＝Shiretoko Shizenmura Campsite

例) 女満別湖畔キャンプ場＝Memanbetsu-kohan Campsite

・～オートキャンプ場は固有名詞に「Auto Campsite」を付記する。

例) 清里オートキャンプ場＝Kiyosato Auto Campsite

■パークゴルフ場
(固有名詞
Park Golf Course)

・～パークゴルフ場は固有名詞に「Park Golf Course」を付記。
※「勝山ふれあい公園パークゴルフ場」を英訳する場合、「公園」を英訳した「Park」とパークゴルフ場の「パーク」の部分を英訳した「Park」 が二度続き、不自然なため「公園」の英訳を省略した形のほうが好ましい。
(×Katsuyama Fureai Park Park Golf Course)

例) 勝山ふれあい公園パークゴルフ場
＝Katsuyama Fureai Park Golf Course
例) 訓子府町パークゴルフ場
＝Kunneppu-cho Park Golf Course

＜公共施設に関する英語表記＞

■役場
(固有名詞 Town Hall)

・～役場は固有名詞に「Town Hall」を付記する。また、役場支所の場合は、固有名詞に「Town Office」を付記する。

例) 滝上町役場＝Takinoue Town Hall
例) 遠軽町白滝総合支所＝Engaru Shirataki Town Office

■警察署
(固有名詞 Police Station)

・～警察署は固有名詞に「Police Station」を付記する。なお、～駐在所の場合も同じく固有名詞に「Police Station」を付記する。

例) 遠軽警察署＝Engaru Police Station

■消防署
(固有名詞 Fire Station)

・～消防署は固有名詞に「Fire Station」を付記する。

例) 紋別地区消防組合消防署＝Mombetsu Fire Station

■郵便局
(固有名詞 Post Office)

・～郵便局は固有名詞に「Post Office」を付記する。また、～簡易郵便局は固有名詞に「Simple Post Office」を付記する。

例) 興部郵便局＝Okoppe Post Office

■病院
(固有名詞 Hospital)

・～病院は固有名詞に「Hospital」を付記する。
また、診療所は「Clinic」を付記する。

例) 雄武町国民健康保険病院＝Oumu Town Hospital

＜公共的施設・民間施設に関する英語表記＞

■公共的施設

○金融機関（都市銀行、地方銀行、信用金庫）

・金融機関は固有名詞を記載せず「銀行（Bank）」とし、地図案内表示等に記載する場合は、ピクトグラムを併記する。

○商工会

・商工会は固有名詞に「Commerce and Industry Association」を付記する。

例）置戸町商工会
　＝Oketo-cho Commerce and Industry Association

○漁業協同組合

・漁業協同組合は固有名詞に「Fishery Cooperative」を付記する。

例）佐呂間漁業協同組合＝Saroma Fishery Cooperative

○農業協同組合

・農業協同組合は「JA」に固有名詞を付記する。
また、支所の場合は上記固有名詞のあとに「Branch」を付記する。

例）美幌農業協同組合＝JA Bihoro

■民間施設

○宿泊施設（ホテル、民宿）

・ホテルは固有名詞に「Hotel」を付記。

例）○○ホテル＝○○ Hotel
　ホテル○○＝Hotel ○○

・民宿は固有名詞に「Lodge」を付記。

例）民宿○○＝○○ Lodge

○その他商業施設等

・コンビニエンスストア、スーパー、ガソリンスタンド等を地図案内表示に記載する場合は、地図が煩雑になり、見づらくならないよう、各店舗名等の固有名詞を記載しないなどの工夫をする。

例）コンビニエンスストア＝Convenience Store
例）コンビニ＝Convenience Store
例）スーパー＝Supermarket
例）ガソリンスタンド＝Petrol Station
例）ＧＳ＝Petrol Station

＜他言語の翻訳方法＞

本ガイドラインでの地名の英語翻訳は、英語圏ネイティブ調査員との検討のもと、固有名詞については日本語読みの通りにローマ字で伝え、普通名詞を前後に付記するルールとした。

これらは、事前診断調査において対象とする表示ごとに翻訳ルールにばらつきが見られたことによりルールを設定したが、ここでは英語翻訳と同様に、翻訳ルールにばらつきが見られた韓国語についても、翻訳を行う場合のルールを参考までに整理する。

なお、中文（繁体字・簡体字）訳の場合は、該当する漢字を当てはめることになるため省略する。

【韓国語（ハングル語）】

項目			表記ルール	表記方法
市町村			市町村の名称については、それぞれ 『固有名詞-시、쵸･마치、촌』にて表記	固有名詞 시 固有名詞 쵸･마치 固有名詞 촌
地勢	山		「岳」は、固有名詞のまま - 다케	固有名詞 - 다케
	河･川		固有名詞の後 河･川のまま - 하･ 강･천	固有名詞 - 河 - 하 固有名詞 - 川 - 천･강
	湖		固有名詞の後（호）を付記	固有名詞の後（호）を付記
	岬		固有名詞の後（곶）を付記	固有名詞の後（곶）を付記
交通	ＪＲ	線	ＪＲを含めた固有名詞に「선」を付記 本線の場合は「혼센」までを固有名詞	ＪＲ固有名詞 선 ＪＲ固有名詞 혼센（선）
		駅	ＪＲを含めた固有名詞に「역」	ＪＲ固有名詞 역
		臨時駅	期間限定等の臨時駅は、 固有名詞と「임시역」記載	ＪＲ固有名詞 임시역
	空港		固有名詞に「공항」を付記	固有名詞 공항
	バス ターミナル		固有名詞に「버스 터미널」を付記	固有名詞 버스 터미널
観光	温泉		「温泉」までを固有名詞とし「（온천）」を付記 湯は탕で表記	固有名詞 온천 固有名詞 탕
	スキー場		固有名詞に「스키장」を付記	固有名詞 스키장
	展望台		固有名詞に「전망대」を付記	固有名詞 전망대
	キャンプ場		固有名詞に「캠프장」を付記	固有名詞 캠프장
公共施設	警察署		固有名詞に「경찰서」を付記	固有名詞 경찰서
	駐在所		固有名詞に「주재소」を付記	固有名詞 주재소
	消防署		固有名詞に「소방서」を付記	固有名詞 소방서
	郵便局		固有名詞に「우체국」を付記	固有名詞 우체국
	病院		固有名詞に「병원」を付記	固有名詞 병원

2-3標準案内用図記号に関する事項

標準案内用図記号は、抽象化と単純化された絵で一見してその表現内容を理解させることができ、特定の言語で情報を伝えざるを得ない海外観光客にも、一定の理解度と視認性が期待される。

標準案内用図記号（以降、ピクトグラム）の使用にあたっては、本ガイドラインでは国土交通省の関係公益法人である交通エコロジー・モビリティ財団の「一般案内用図記号検討委員会」がまとめた図記号とガイドラインに準拠する。

【標準案内要図記号を使用する際の注意事項】

図記号の使用に関しては、推奨区分が設定されている。使用にあたってはこれを遵守する。

＜推奨度Ａ＞

安全性及び緊急性に関わるもの、多数の利用者にとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるもの。これらについては、図形を変更しないで用いる必要がある。

＜推奨度Ｂ＞

多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるもの。これらについては、図形を変更しないで用いることが推奨されている。

＜推奨度Ｃ＞

多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なもの。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができる。

＜基本事項＞

・交通エコロジー・モビリティ財団によるピクトグラムのうち、対象地域の案内表示での使用が望まれるものを下表に整理する。（詳細は次頁参照）

図記号	地図案内表示		誘導表示		記名･解説表示	規制･警戒表示
	地図	凡例	道路	施設内		
情報拠点･休憩施設	●	●	●			
交通機関	●	●	●			
主要観光地	●	●	●		●	
公共施設･民間施設	●	●		○		
施設内コーナー				●		
安全						●
禁止						●
注意						●

【凡例】 ●必ず表記　◎表記が強く望まれる　○表記が望ましい

情報拠点･交通機関･主要観光地に関するピクトグラムと多言語翻訳

日本語	英語	韓国語	中文 (繁体字)	中文 (簡体字)
■情報拠点･休憩施設　＜公共･一般施設／推奨度：A＞				
案内所	Tourist Information	안내소	問訊處	问讯处
情報コーナー	Information Corner	정보 코너	信息處	信息咨询区
お手洗	Toilets	화장실	洗手間	洗手间
■交通機関　＜交通施設／推奨度：B＞				
空港	Airport	공항	機場	机场
フェリー港	Ferry Port	페리항	碼頭	港口渡口
ＪＲ駅	Railway Station	JR 역	ＪＲ車站	JR车站
バス乗り場	Bus stop	버스 타는 곳	巴士站	公共汽车站
タクシー乗り場	Taxi Rank	택시 타는 곳	計程車車站	出租车车站
レンタカー	Rent a Car	렌터카	租車	汽车租赁
レンタサイクル	Rental Bicycles	대여 자전거	出租自行車	自行车租赁
駐車場	Parking	주차장	停車場	停车场
■主要観光地　＜観光･文化･スポーツ施設／推奨度：B＞				
展望地／景勝地	Viewpoint	전망지/경승지	瞭望台／名勝	瞭望区/风景区
温泉	Hot Spring	온천	溫泉	温泉
公園	Park	공원	公園	公园
博物館／美術館	Museum/Art Gallery	박물관/미술관	博物館／美術館	博物馆/美术馆
スキー場	Ski Ground	스키장	滑雪場	滑雪场
キャンプ場	Campsite	야영장	露營地	野营地

公共施設･民間施設に関するピクトグラムと多言語翻訳

日本語	英語	韓国語	中文(繁体字)	中文(簡体字)
■公共施設･民間施設　＜公共･一般施設／推奨度：A＞				
警察	Police	경찰	警察	警察局
病院	Hospital	병원	醫院	医院
お手洗	Toilets	화장실	洗手間	洗手间
男子	Men	남자	男	男厕
女子	Women	여자	女	女厕
身障者用設備	Wheelchair Accessible Facility	장애인용 설비	殘障人士用設備	残障人士使用设施
車椅子スロープ	Wheelchair Accessible Slope	휠체어 경사로	輪椅通道	无障碍斜坡
喫煙所	Smoking Area	흡연장소	吸煙處	吸烟处
飲料水	Drinking Water	음수대	飲用水	饮用水
救護所	First Aid	구호소	救護所	急救处
＜公共･一般施設／推奨度：B＞				
ホテル／宿泊施設	Hotel / Accommodation	호텔/숙박시설	酒店／住宿設施	酒店/住宿设施
郵便	Post Office	우편	郵局	邮局
銀行･両替	Bank, Money Exchange	은행･환전	銀行･兌換	银行、钱币兑换处
キャッシュサービス	Cash Service	현금서비스	自動提款機	现金服务
コインロッカー	Coin Lockers	코인로커	投幣式存物櫃	投币存包柜
きっぷうりば/ 精算所	Tickets / Fare Adjustment	매표소/정산소	售票處／補票機	售票处/补票处
＜商業施設／推奨度：B＞				
レストラン	Restaurant	레스토랑	餐廳	餐厅
喫茶･軽食	Coffee shop	커피숍･스낵	咖啡店･簡餐	咖啡馆、速食店
会計	Cashier	계산	付款處	交费处
＜商業施設／推奨度：C＞				
店舗／売店	Shop	점포/매점	店舖／小賣店	店铺/小卖店

2-4案内表示の種別と設置位置に関する事項

多言語案内表示の設置位置に関する基本ルールを以下に設定する。

【案内表示の設置位置】
◆外国人観光客が求める情報を把握し、その場に適した「多言語案内表示」を設置する。
◆設置に際しては、各施設管理者等から設置に必要な許可･同意を受けることとする。

ＪＲ駅等の起点には、地域全体を示す「地図案内表示(目次的・総括的な情報)」を設置する。なお、交通事業者による交通案内関係の案内表示もこれに含まれる。

ひとまとまりの観光エリアを設定し、各観光エリアの入り口部分には「エリア案内表示(地区図・誘導的な情報)」及び「誘導表示」を設置する。

観光圏内において各観光施設等が探しにくい場合等には、適宜「誘導表示」を設置する。

観光施設や著名地点等には「記名表示」を設置し、その名称や解説を掲示する。

＜段階的構成と設置場所の説明＞

・駅を降りた観光客は駅前に設置された「地図案内表示」❶で自分の位置を確認する。

・観光エリアＩに行きたいときはＢ交差点まで行くことを確認する。(Ｂ交差点に「誘導表示」を設置)

・Ｂ交差点を左折すると観光エリアＩの入口に到着し、❷「地区案内表示」で観光資源の位置を確認する。

・エリア内を観光しながら各資源の「記名表示」①,②,③...を見つけ、自由な観光行動を楽しむ。

・駅まで戻る場合や、ほかの観光エリアに向かう場合も同じように各案内表示で確認する。

観光経路上での望まれる案内配置例

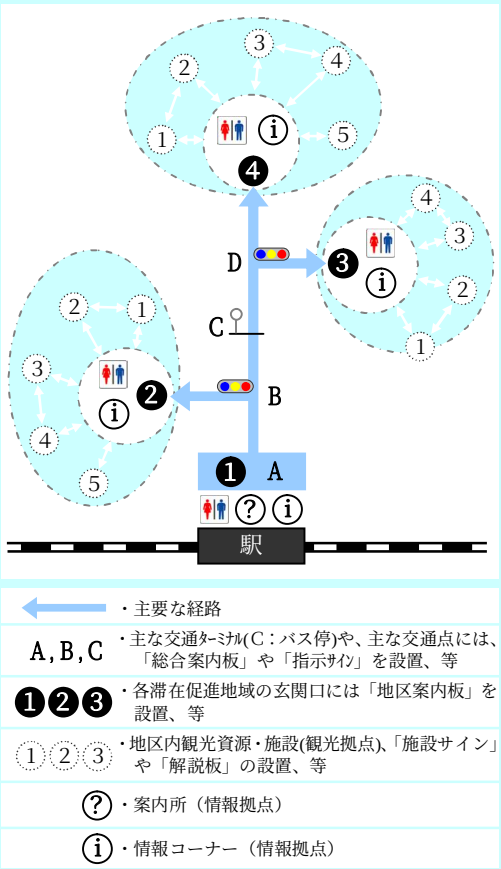

3 種別ごとの案内表示に関する事項

3-1 地図案内表示に関する事項

＜表示言語＞

・表示言語は、地図面の煩雑さを避けるため、日本語と英語の2か国語を原則とする。

・また、地図上での著名地点や施設にはピクトグラムを併せて表示することとしているが、ピクトグラムを説明する凡例については、日本語、英語、韓国語、中文（繁体字、簡体字）の5か国語表記を原則とする。

表示		言語				
		日本語	英語	韓国語	中文	
					繁体字	簡体字
地図案内表示（広域･地区案内）	地図面	●	●	○	○	○
	凡例	●	●	●	●	●

【凡例】 ●必ず表記 ◎表記が強く望まれる ○表記が望ましい

＜基本事項＞

●地図表示

・掲載地図は広域観光圏等の複数市町村を対象とする広域図の他、設置箇所に応じおおよそ市町村を対象とする地域図、また設置箇所周辺を案内する地区周辺図等を適宜組み合わせにより表示する。

●情報掲載項目

・地図への情報掲載項目は主に下表の項目から適宜掲載する。また、該当するピクトグラムがある場合は併記が望まれる。（詳細は次頁参照）

項目	
地勢	地勢、地域区分、道路
交通機関	空港、鉄道（JR）、バス（ターミナル）、タクシー（タクシー乗り場）
著名な地点、観光施設等	情報拠点、沿道休憩施設、温泉、スキー場、登山道、展望地･景勝地、文化財･史跡名勝等、大規模公園等、キャンプ場、文化的施設
観光コース	ドライブコース等、観光船コース等
公共施設	役場、警察署、消防署、郵便局、教育施設、病院、福祉施設、公園、その他施設等
公共的施設	金融機関、組合･協会等、その他
民間施設	宿泊施設、商業施設、ガソリンスタンド

●現在地表示

・地図案内表示の設置箇所を地図面に現在地（You are here）として表示する。

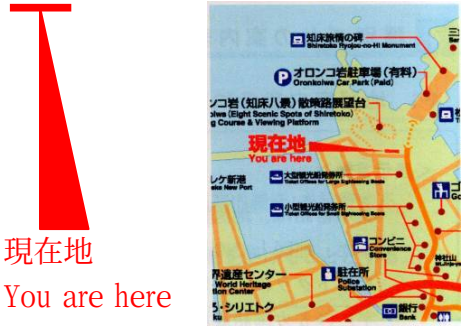

●凡例

・凡例は地図案内表示内で使用するピクトグラムについて、日本語と英語の他、他の言語も併せて表記する。

●その他

・表示内には「方位」「縮尺（バースケール）」等を記載する。

・その他、地図案内表示内では以下の項目を併記するなど、移動情報や観光情報を適切に伝える工夫が望まれる。

◆地図中の著名地点や施設等、観光ポイントの写真による解説

◆地域間の距離･移動時間等の表示、等

地図案内表示　情報掲載項目

項目		名称の表示	備考（標準図記号等）
地勢	地勢	山、河川、湖沼、海（湾、海峡）、港湾、岬・半島、自然保護地区等	山／緑地／河川など
	地域区分	町名、字名、条、丁目	町条丁区分
	道路	国道、道道、峠、橋	公道すべて（必要に応じて歩道）
交通機関	空港	空港ターミナル	空港ターミナルに表示
	鉄道（JR）	鉄道等の交通の路線名／駅名	主要なJR駅に表示
	バス	バスターミナル／バス停	主要なバスターミナル等で表示
	タクシー	タクシー乗り場	主に街区図や空港、バスターミナル周辺図で表示
著名な地点、観光施設等	情報拠点	観光案内所	案内コーナーを含む施設で表示 案内所　海外観光客対応案内所
	沿道休憩施設	道の駅、パーキング等	道の駅　パーキング
	温泉		
	スキー場		
	登山道	登山道や登山口など	
	展望地／景勝地	展望台などの眺望箇所、観光名所となっている滝、奇岩・奇石等	展望地、景勝地として位置づけている名勝等に表示
	文化財、史跡名勝等	国や道が指定する天然記念物、遺跡、その他貴重な自然資源等	
	公園等	道立公園、森林公園等	
	キャンプ場	キャンプ場、オートキャンプ場等	
	文化的施設	自然センター、資料館、博物館、美術館、各種観光・見学施設等	博物館、美術館に表示
観光コース	ドライブコース等	ドライブコース、サイクリングコース、トレッキングコース等	
	観光船コース等	観光船コース、観光船乗り場等	
公共施設	役場	市町村役場、支所等	
	警察署	警察署、駐在所等	警察所、駐在所ともに表示
	消防署		
	郵便局	郵便局、簡易郵便局等	郵便局、簡易郵便局ともに表示
	教育施設	高校、中学校、小学校、幼稚園等	
	病院	病院、診療所等	病院、診療所等ともに表示
	福祉施設	高齢者福祉施設、児童福祉施設等	
	公園	街区公園以上の公園	
	その他施設等	コミュニティ施設、運動施設等、街区レベルで利用が見込める公共施設	
公共的施設	金融機関	都市銀行、地方銀行、信用金庫等	※外貨を扱っていない銀行ではドル、ユーロマークは外す
	組合、協会等	商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会等	
	その他	自治体が指定する文化財や史跡名勝として重要な神社、寺院、教会、等	
民間施設	宿泊施設	主要なホテル、民宿等	※ホテル、民宿、ユースホステル等、全て対象
	商業施設	観光地周辺の主要なコンビニエンスストア、スーパー等	店名等の固有名詞は表示しなくても良い
	ガソリンスタンド		※観光地周辺の主要な施設、目印になる施設等で表示（店名等は表示しなくても良い）

参考：地図案内表示を制作する場合のその他配慮事項等

◆景観特性の反映（サイトデザイン）

・本体の大きさは、表示情報の見やすさなどから高さや幅を設定するのはもちろんであるが、案内表示が設置される場所の集客規模や景観眺望、設置条件に合わせて選択できる「モジュール」と「デザインコード」を設定する。

・広域案内、地区案内のモジュールは、人が顔を動かさずに見ることができる可視範囲から表示面の基準寸法を設定する。また、基準寸法を等分割した単位寸法を設定し、各種案内表示に必要な情報量に合わせて大小変更可能な体系とする。このモジュールによって、情報の伝達に一定のルールが設定され、簡潔でわかりやすい案内表示にすることができる。また、広域観光圏全体で共通させる部材、設置場所の景観特性に合わせてチョイスできる部分などのデザインコードを設定する等の工夫も考えられる。

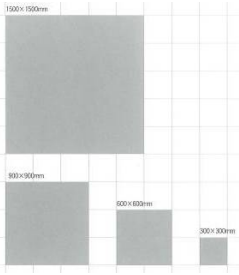

1m離れた場所からの可視範囲900mm角を基準寸法としたモジュール例

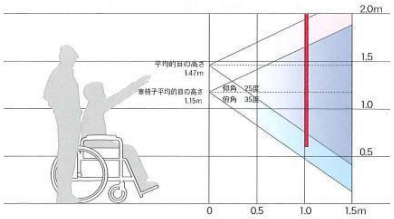

案内表示の可視範囲

◆ユニバーサルデザインへの配慮

＜表示面の高さ＞

・表示面の高さは車椅子利用者など不特定多数の利用や、積雪深さなど地域特性を配慮して設定する。

[積雪深を考慮した場合の表示面の高さの例]

	案内表示面	誘導表示面
富良野･美瑛地域	1.0m～2.0m	2.5m～3.0m
知床地域	0.8m～2.0m	2.5m～3.0m

＜色彩･配色＞

・視覚障がい者等への対応としては、掲載情報の判読性を高めるために、表示面の地と図のコントラストをつけることが大切である。また、掲載する情報を分類・整理して情報の優劣を設定し、文字の大きさや書体の種類、配色などにより、伝える情報の優先順位を表わすことが必要である。

視覚障がい者の大多数を占めるのは赤緑色盲（第１色盲、第２色盲）である。下図の実線より右側の「赤～緑の領域」では色の差が小さく、点線を中心に対象位置にある色は区別がしにくい。この範囲の色は、分類などの区別に利用することは極力避ける必要がある。

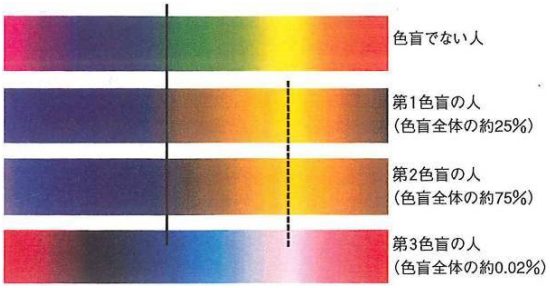

3-2誘導表示に関する事項

＜表示言語＞

・誘導表示は、日本語と英語の2か国語を基本とする。

・また、歩行者用の誘導サイン等で盤面に余裕がある場合は多言語化が望ましい。

表示		言語				
		日本語	英語	韓国語	中文	
					繁体字	簡体字
誘導表示	走行車対応	●	●	○	○	○
	歩行者対応	●	●	◎	◎	◎

【凡例】 ●必ず表記 ◎表記が強く望まれる ○表記が望ましい

＜基本事項＞

●表示対象とピクトグラム

・誘導表示の対象は下表の施設等が挙げられる。なお、主に走行車両を対象とする誘導表示では、文字数や誘導先が多すぎると視認性が低下するため、不特定多数の観光客の利用が見込まれる施設等を勘案し対象とすることが望ましい。

項目		備考
矢印		← ↑ → ↓ ↖ ↗ ↘ ↙
交通機関	空港	(空港ターミナル)
	フェリー	(フェリー、観光船乗り場 等)
	鉄道(JR)	(JR駅)
	バス	(バスターミナル、バス停)
	タクシー	(タクシー乗り場)
著名な地点、観光施設	情報拠点	(案内コーナーを含む施設) ? (案内所) (海外観光客対応案内所)
	沿道休憩施設	(道の駅)
	温泉	
	スキー場	
	登山道	
	展望地／景勝地	(展望地、景勝地等)
	文化財、史跡名勝 等	
	公園等	
	キャンプ場	
	文化施設	(博物館、美術館)

●ピクトグラム

・原則として誘導すべき観光対象（目的地）と、目的地への方向（矢印）の他、盤面に余裕がある場合はピクトグラムや距離を表示することが望ましい。

・特に重要な観光拠点等への誘導表示では、盤面に余裕がある場合など、主要な施設機能を示すピクトグラムの併記が望まれる。

3-3記名･解説表示に関する事項

＜表示言語＞

・記名・解説表示のうち、著名地点等を示す目的地の記名は、日本語と英語を基本とし、盤面に余裕がある場合は多言語化が望ましい。

・また、解説表示については、目的地の由来等の文章を表記することになるため、日本語と英語の2か国語を基本とし、表示面の大きさ等を勘案の上、必要に応じ適宜他の言語についても表記する。

表示		言語				
		日本語	英語	韓国語	中文	
					繁体字	簡体字
記名･解説表示	記名	●	●	◎	◎	◎
	解説	●	●	○	○	○

［凡例］ ●必ず表記 ◎表記が強く望まれる ○表記が望ましい

＜基本事項＞

●設置位置と景観への配慮

・当該地域での記名・解説表示は、展望地や景勝地についての表示が多く、良好な景観箇所へ設置される場合も見られる。よって、眺望箇所を避けるなど、設置箇所への配慮の他、表示の大きさ（高さ）等についても配慮することが望ましい。

・また、特に記名表示の対象が、樹木や滝、奇岩・奇石等の場合には、表示自体が記念撮影の被写体となることがあるため、撮影箇所を考慮した設置位置や、対象物や周辺景観と調和したデザイン、素材、色彩等への配慮が望まれる。

3-4規制･警戒表示に関する事項

＜表示言語＞

・規制表示や警戒表示は、観光客の安全に関わる内容となるため、表示言語は、日本語と英語を原則とし、極力他の言語についても併記することが望ましい。

表示	言語				
	日本語	英語	韓国語	中文	
				繁体字	簡体字
規制表示、警戒表示	●	●	◎	◎	◎

【凡例】 ●必ず表記 ◎表記が強く望まれる ○表記が望ましい

＜基本事項＞

●ピクトグラムの併記

・安全、禁止、注意などの表示については、該当するピクトグラムを極力使用し、より理解度を高める工夫をする。

●多言語表示が望まれる項目

・オホーツク地域は良好な景観とともに、自然そのものが観光資源の地域であり、山、河川、湖沼等に多くの観光客が訪れている。これら自然地域に入る場合、注意や警戒の意識が必要であるが、これらを伝える手段は表示によるところが多い。よって主に以下の項目については、極力多言語での表示（解説）が望まれる。

◆道路に関する警戒表示（林道や農道等の通行規制等）
◆河川に関する警戒表示（危険個所、ダム放水注意等）
◆環境保護に関する注意表示
◆野生動物の保護に関する注意表示
◆ヒグマに関する警戒表示

●表示方法

・注意・警戒表示は観光客に対する注意喚起が目的であることから、特に眼につく場所への設置はもとより、表示の視認性を重視する必要がある。遠くからでも認識しやすいデザインや色彩の工夫が必要である。

安全･禁止･注意に関するピクトグラムと多言語翻訳

日本語	英語	韓国語	中文(繁体字)	中文(簡体字)
■安全(Safety) ＜安全／推奨度:A＞				
消火器	Fire Extinguisher	소화기	滅火器	灭火器
非常電話	Emergency Telephone	비상 전화	緊急電話	紧急电话
非常ボタン	Emergency Call Button	비상 버튼	緊急呼叫鈕	紧急按钮
非常口	Emergency Exit	비상구	緊急出口	紧急出口
広域避難場所	Safety Evacuation Area	광역 대피장소	避難區域	广泛区域避难地点
■禁止(Prohibition) ＜禁止／推奨度:A＞				
一般禁止	General Prohibited Sign	일반 금지	一般禁止	一般禁止
禁煙	No Smoking	금연	禁止吸煙	禁止吸烟
火気厳禁	No Open Flames	화기 엄금	嚴禁煙火	严禁烟火
進入禁止	No Entry	진입 금지	禁止進入	禁止入内
駐車禁止	No Parking	주차 금지	禁止停車	禁止停车
自転車乗り入れ禁止	No Bicycles	자전거 진입 금지	自行車免進	禁止自行车入内
立入禁止	No Admittance	출입 금지	閑人免進	禁止入内
走るな／かけ込み禁止	No Running/Rushing	달리지 말 것/뛰어들기 금지	禁止奔跑	禁止奔跑/禁止跑动
さわるな	Do not touch	만지지 말 것	禁止觸摸	禁止触摸
捨てるな	Do not litter	버리지 말 것	禁止亂扔東西	禁止乱扔垃圾
飲めない	Not drinking water	마실 수 없음	非飲用水	非饮用水
携帯電話使用禁止	No Mobile Phone Use	휴대전화 사용 금지	禁止使用手機	禁止使用手机
電子機器使用禁止	No Electronic Devices	전기기기 사용 금지	禁止使用電子儀器	禁止使用电器装置
撮影禁止	No Photography	촬영 금지	禁止拍照	禁止拍照
フラッシュ撮影禁止	Flash Photography Prohibited	플래시 촬영 금지	禁止用閃光燈拍照	禁止闪光拍照

日本語	英語	韓国語	中文(繁体字)	中文(簡体字)
■禁止(Prohibition) ＜禁止／推奨度:A＞				
ベビーカー使用禁止	No Pushchairs	유모차 사용 금지	禁止使用嬰兒車	禁止使用婴儿车
遊泳禁止	No Swimming	수영 금지	禁止游泳	禁止游泳
キャンプ禁止	No Camping	야영 금지	禁止露營	禁止野营
■注意(Warning) ＜注意／推奨度:A＞				
一般注意	General Caution	일반 주의	注意	一般注意
障害物注意	Caution - Obstacle	장애물 주의	小心障礙物	注意障碍物
上り段差注意	Caution - Step Up	오름계단 주의	小心上台階	注意上行台阶
下り段差注意	Caution - Step Down	내림계단 주의	小心下台階	注意下行台阶
滑面注意	Caution - Slippery Surface	미끄럼 주의	小心滑倒	注意滑面
転落注意	Caution - Drop	낙상 주의	小心墜落	注意摔倒
天井に注意	Caution - Overhead Hazard	천장에 주의	小心碰頭	注意头顶
感電注意	Caution - Electric Shock Hazard	감전 주의	小心觸電	注意触电